

告示

埼玉県告示第千百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目三十七番の一部、三十八番の一部、三十九番の一部、四十番の一部、四十一番の一部、四十一番二の一部、四十二番の一部、四十三番一の一部、四十三番二の一部、四十三番三の一部、百三十九番一の一部、百三十九番二の一部、百四十番の一部、百四十一番の一部、百四十二番の一部、百四十三番の一部、百四十四番の一部、百四十五番一の一部、百四十五番二の一部、百四十五番三の一部、百四十六番の一部、百四十七番の一部、百四十八番の一部、百四十九番の一部、百五十番一の一部、百五十番二の一部、百五十二番の一部、百五十三番の一部、百五十四番の一部、百五十五番の一部、百五十六番の一部、百五十七番の一部、百五十八番の一部、百五十九番の一部、百六十番の一部、百六十一番の一部、百六十二番の一部、百六十三番の一部、二百二十五番の一部、二百二十六番の一部、二百二十七番の一部、二百二十八番の一部、二百二十九番の一部、二百三十番一の一部、二百三十番二の一部、二百三十一番の一部、二百三十二番の一部、二百三十三番の一部、二百三十四番一の一部、二百三十四番二の一部、二百三十五番一、二百三十五番二の一部、二百三十六番の一部、二百三十七番の一部、二百三十八番の一部、二百三十九番の一部、二百四十番一の一部、二百四十番二の一部、二百四十番三の一部、二百四十番四の一部、二百四十一番の一部、二百四十二番一の一部、二百四十二番二の一部、二百四十三番の一部、二百九十一番の一部、二百九十二番の一部、二百九十三番の一部、二百九十四番の一部、二百九十五番の一部、二百九十六番の一部、二百九十七番の一部、二百九十八番の一部、二百九十九番の一部、三百番の一部、三百一番、三百二番の一部、三百三番の一部、四百十九番の一部、四百二十番の一部、四百四十七番の一部、四百四十八番の一部、四百五十三番の一部、四百五十四番の一部、四百七十三番、四百七十四番の一部、四百七十五番の一部、四百七十九番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項

の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

